東京農工大学職員組合 小金井支部細則

(総 則)

第1条 東京農工大学職員組合規約(以下、規約と略す)第18条により小金井支部細則(以下、支部細則と略す)を 定める。

(組 織)

第2条 小金井支部は東京農工大学職員組合の組合員のうち、小金井地区に勤務する組合員をもって組織する。

第3条

- (1) 支部活動を職場毎に具体化し、執行委員会と職場組合員の民主的団結を強めるために職場代表者会議をおく。
- (2) この支部の職場は職場代表者各1名を毎年選出する。
- (3) 職場の人数、組合員の割り振りは支部執行委員会が定める。
- 第4条 この支部に女性委員会・技術・教務職員の会をおく。女性委員会・技術・教務職員の会の運営に関する規定は別に 定める。

(役 員)

第5条 第21条により小金井支部役員の定数を次定める。

執行委員長 1 名 書記長 1名

執行委員 若干名 選挙管理委員 2 名

第6条 支部役員の任務、任期は規約に準じる。

(選 挙)

- 第7条 支部役員の選挙に関する規定は別に定める。
- 第8条 この支部は小金井地区労働組合協議会に加入する。

附 則

- この細則は、1969年12月19日より施行する。
- この細則は、1972年 5月 15日より施行する。
- この細則は、1974年 3月27日より施行する。
- この細則は、1976年 2月 18日より施行する。
- この細則は、1981年12月18日より施行する。
- この細則は、1983年 2月10日より施行する。
- この細則は、1987年 2月 20 日より施行する。
- この細則は、1992年 12月 21日より施行する。
- この細則は、1993年12月9日より施行する。
- この細則は、1999年 1月 1日より施行する。
- この細則は、2005年12月8日より施行する。

1969年12月19日制 定

1972年 5月 15日一部改正

1974年 3月27日一部改正

1976年 2月 18日一部改正

1981年 12月 18日一部改正

1983年 2月 10 日一部改正

1987年 2月 20 日一部改正

1992年12月21日一部改正

1993年12月 9日一部改正 1998年12月 11日一部改正 2005年12月 8日一部改正 2007年12月 4日一部改正